

キャリアステップ

1 警察庁職員のキャリアステップ(例)

希望と意欲に応じて切り拓かれる、キャリアアップとスキルアップの道筋。

STEP 8 県警課長時代 (兵庫県)



離任時に駅のホームで課員と

兵庫県警捜査二課長として赴任するなり統一地方選と参院選とが続き、100名の課員とともに選挙違反の取締りに全力で取り組み、続いて、贈収賄事件や振り込め詐欺の検挙に力を注ぎました。我々がやらなければ誰がやるという気概をもって巨悪に挑む課員の姿に大きな感動を覚え、課員が仕事をしやすい環境作りに試行錯誤しているうちに、あっという間に毎日が過ぎていました。

STEP 9 司法修習コース

警察庁係長時代に、法的思考力の強化のため一念発起して司法試験の受験を開始し、係長最後の年に合格していたことから、人事院の研修制度を利用する形で司法修習生として勉強させていただきました。捜査二課長を経験した直後であったこと、裁判員裁判の施行と重なったことなど、様々な意味でタイムリーかつ有意義な司法修習でした。



修習の同期と

STEP 7 警察庁課長補佐時代 (少年課、国際課、生活安全企画課)



北京での国際会議にて



少年補導職員研究会にて

課長補佐としては、少年課で少年非行防止対策を、国際課でG8等犯罪対策関係の国際会議対応を、生活安全企画課で安全・安心なまちづくりやDV・ストーカー対策を、それぞれ担当しました。警察庁において課長補佐という立場が、現場の声を聞きながら警察庁としての方針を作り上げていくという、まさに霞が関勤務の醍醐味を味わえるものであることを日々実感していました。

STEP 6 UNODC (国際連合薬物犯罪事務所) 時代



同僚とともに

ウィーンに本拠を置くUNODCに2年間出向した際には、東南アジアにおける人身取引対策プロジェクトの企画・立案・実施業務に従事しました。フィリピン等における深刻な人身取引・性的搾取の実態を目の当たりにし、使命感に燃えて、包括的なプロジェクトの策定・実施に取り組んだことは、何ものにも代えがたい貴重な経験となりました。

STEP 5 留学時代



卒業式にて

米国ニューヨーク大学のロースクールに1年間留学しました。同スクールは、様々な地域・国からの留学生を受け入れると同時に、斬新な切り口での講義を豊富に用意しており、同級生の多種多様な考えに触れて刺激を受けつつ、米国の刑事手続法制やDV防止法制の講義や演習に参加するほか、少年非行防止法制の調査研究等も行うことができ、非常に充実した期間でした。

20年目

19年目

18年目

17年目

16年目

15年目

14年目

13年目

12年目

11年目

10年目

9年目

8年目

7年目

6年目

5年目

4年目

3年目

2年目

1年目

STEP 10 警察庁理事官時代

現在、少年課の理事官として、少年非行防止対策、少年事件捜査の指導、児童ポルノ事犯その他の福祉犯対策、被害児童支援施策等の取りまとめや方針作りに携わっています。日々、課員や都道府県警察の担当者らと議論を繰り返しつつ、関係所属や警察庁幹部と調整しながら、少年警察の全体像を形作っていく現在の業務には、課長補佐時代とはまた別の手応えとやりがいを感じているところです。

STEP 1 警察大学校時代



警大での各種訓練時の状況

警察大学校での3か月の研修には、捜査実務等に関する講義のほか、柔剣道、けん銃、逮捕術等の訓練が盛り込まれており、更には、警視庁新宿署の西口交番で制服を着用しての2週間の実務修習も経験するなど、私の社会人第一歩は、通常では経験できない刺激的な毎日が始まりました。

STEP 2 都道府県警察勤務時代



麻布署での屋上にて

警視庁麻布警察署と警視庁捜査二課で合計9か月間勤務しました。職務質問を契機とする覚せい剤所持事件の検挙や業務上横領事件の被疑者の取調べ等、多くの生の現場を見ることができましたが、何よりも、宿直勤務時や飲み会等様々な機会を通じて、第一線の警察官の方々から本音ベースの話をたくさん伺えたことが大きな宝物となりました。

STEP 4 県警課長時代 (佐賀県)



少年非行防止教室にて

係長勤務を終え、佐賀県警生活安全課長として大いに張り切って赴任しました。子どもや高齢者の犯罪被害防止や少年の非行防止のために、23名の課員と一丸となって取り組みつつ、実によく飲み(?)語った1年4か月でした。第一線の警察職員の方たちが、県民の幸せのために熱い思いで仕事をする姿に頭が下がるとともに、自らが課長として果たすべき役割とは何かを常に考えていた毎日でした。

STEP 3 警察庁係長時代

生活安全企画課に配属され、2年間の係長勤務のほとんどを、古物営業法の改正と、これに伴う下位法令の策定等の作業に費やしました。多くの業界をカバーする法律であるとともに、クリアすべき法的論点も多く、業界の実態調査、他省庁との折衝や法制局説明、国会対応、都道府県への連絡・指導等、目の回るような忙しさの中で、結果的には、極めて効率的に、霞が関の新米行政官として必要な経験をすることができました。また、プライベートでは、係長3年目に大学時代の同級生で民間企業に勤めている男性と結婚。その後、何度か単身赴任を経験しますが、お互い行き来するなどして、家族との時間も大切にできました。夫の深い理解や職場の温かい配慮に支えられていることを実感しています。



法改正プロジェクトのメンバーと

生活安全局少年課理事官

佐野 裕子

Yuko Sano

- 平成5年4月 入庁
- 平成9年3月 佐賀県警察本部生活安全全部生活安全課長
- 平成10年7月 米・ニューヨーク大学留学
- 平成11年8月 警察庁生活安全局少年課課長補佐
- 平成14年8月 国際連合犯罪防止刑事司法委員会
- 平成16年8月 警察庁長官官房国際課課長補佐
- 平成18年2月 警察庁生活安全局生活安全企画課課長補佐
- 平成19年2月 兵庫県警察本部刑事部捜査第二課長
- 平成20年4月 人事院事務総局人材局研修指導専門官(行政官国内研究員(司法修習コース))
- 平成21年9月 現職